

第4次 阿見町地域福祉計画

令和8年度～令和12年度

概要版



令和8年3月
阿見町

1 地域福祉ってなに？

地域福祉とは、地域で暮らす誰もが、安心して生きがいを持って生活を送れるよう、地域の人と人とのつながりを大切に、共に支え合い、互いに助け合う地域づくりに向け、地域住民、行政、社会福祉関係団体等が相互に協力する仕組みを作ることです。

また、地域福祉では、高齢者、障害者、子どもなどを縦割りでとらえるのではなく、横断的に支援する必要があります。さらに、複合的な課題を抱える世帯についても視野に入れた包括的な支え合いのあり方を考えていくものです。



2 「自助・共助・互助・公助」ってなに？

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが、自分でできることは自分でする「自助」の意識を持つとともに、家族や地域で助けあい支えあう「互助」の考え方を持つことが大切です。そして、行政には、介護保険や医療保険などの制度化された相互扶助である「共助」の役割が求められるとともに、自助・互助・共助では対応できない生活困窮等の状況に対して支援を行う「公助」の役割が求められます。

本計画では、こうした「自助・互助・共助・公助」のそれぞれの役割分担のもとで相互に補完しあいながら、地域社会を構成するあらゆる人たち(地域における多様な主体)がともに手を携え、自分たちの持っている特性を生かし、地域福祉の推進という共通の目的に向かって計画を推進します。



3 地域福祉計画ってどんな計画？

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、**地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画**です。第4次となる本計画の期間は、**令和8年度から令和12年度までの5年間**となります。

また、令和12年(2030年)までに世界各国が達成を目指す共通の目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の実現に向けて、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取組が進められています。本計画は、SDGsの基本的理念である「**誰一人取り残さない**」を意識して計画を推進していきます。



4 計画の基本理念と体系

地域で暮らす人それぞれの抱える課題が複雑化・多様化している中では、個人の力で解決が難しい課題も多く、その解決に向けて多様な人々が関わっていくことが求められます。支え合い・助け合いを通じた、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指して、「誰一人取り残さない 一人ひとりが地域の担い手」とともに支え合い、助け合う 地域共生のまち あみ」を基本理念とします。

基本理念

誰一人取り残さない 一人ひとりが地域の担い手
とともに支え合い、助け合う 地域共生のまち あみ

基本目標1

地域の支え合い、
助け合いを
推進する

1 地域福祉の意識の醸成	(1)学校や地域における福祉教育の充実 (2)広報・啓発活動の充実
2 地域でのふれあい、 交流の場づくり	(1)世代間交流の推進 (2)地域での交流活動の推進 (3)孤独・孤立防止の推進
3 地域における支え合い・ 助け合いの仕組みづくり	(1)地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成 (2)ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり (3)地域活動やボランティア活動への支援 (4)地域活動組織の活性化 (5)支え合い、助け合いの仕組みづくりへの支援

基本目標2

切れ目のない
支援体制づくりを
推進する

1 包括的な支援体制の 充実	(1)総合的な相談支援体制の充実 (2)地域における身近な相談支援体制の充実 (3)複合的な生活課題を抱えた人への支援体制の強化
2 保健・福祉サービスの 充実	(1)情報提供の充実 (2)福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実 (3)健康で活気のある地域づくり
3 権利擁護の推進 【成年後見制度利用 促進基本計画】	(1)権利擁護や成年後見制度の周知啓発と利用促進 (2)中核機関の運営 (3)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
4 再犯防止の推進 【再犯防止推進計画】	(1)再犯防止等に関する広報・啓発活動の推進 (2)関係団体・関係機関との連携 (3)犯罪をした人等の社会復帰及び生活への支援
5 地域福祉のネットワー クづくり	(1)民生委員児童委員活動の支援 (2)社会福祉協議会との連携強化 (3)多様な活動をつなぐネットワークづくり

基本目標3

安全・安心な
地域づくりを
推進する

1 防災・防犯体制の充実	(1)災害時における地域防災体制づくり (2)避難行動要支援者の避難支援体制づくり (3)地域で取り組む防犯体制づくり
2 暮らしやすい生活環境 の充実	(1)快適に暮らせる環境づくり (2)バリアフリー等によるまちづくりの推進

5 さまざまな施策に取り組んでいきます！！

基本目標

1

地域の支え合い、助け合いを推進する

基本目標に関わる
主なSDGsゴール



具体的な施策1 地域福祉の意識の醸成

●施策の方向性

- (1) 学校や地域における福祉教育の充実
- (2) 広報・啓発活動の充実



●行政の主な取り組み

- 福祉体験学習の実施
- 人権啓発・推進
- 広聴事業(まちづくり提案箱・町長と語る会等)

具体的な施策2 地域でのふれあい、交流の場づくり

●施策の方向性

- (1) 世代間交流の推進
- (2) 地域での交流活動の推進
- (3) 孤独・孤立防止の推進



●行政の主な取り組み

- ふれあい地区館活動
- 保育所交流事業
- 伝統芸能まつり
- まい・あみ・まつり
- スポーツフェスタ
- コミュニティ助成
- 学社連携事業
- 大学連携公開講座
- 企業連携事業
- ふれあい・いきいきサロン
- 地域活動支援センター

具体的な施策3 地域における支え合い・助け合いの仕組みづくり

●施策の方向性

- (1) 地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成
- (2) ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり
- (3) 地域活動やボランティア活動への支援
- (4) 地域活動組織の活性化
- (5) 支え合い、助け合いの仕組みづくりへの支援



●行政の主な取り組み

- 町民活動センター
- シルバークラブ補助
- まほろばの運営
- 敬老事業
- 青少年健全育成のための環境整備
- ファミリーサポート
- 公民館運営管理
- 地域予算
- 町民討議会
- 生活支援体制整備事業
- 在宅福祉有償サービス
- ひとり暮らし高齢者支援
- 子どもの居場所づくり支援

基本目標

2

切れ目のない支援体制づくりを推進する

基本目標に関わる
主な SDGsゴール



具体的な施策1 包括的な支援体制の充実

●施策の方向性

- (1)総合的な相談支援体制の充実
- (2)地域における身近な相談支援体制の充実
- (3)複合的な生活課題を抱えた人への支援体制の強化



●行政の主な取り組み

- 相談窓口の周知
- こども家庭センター
- 生活困窮者の相談、支援体制の整備
- 資金の貸付事業及び、生活困窮世帯への食料品の提供
- ひきこもり者やその家族への相談体制の充実
- 自殺対策の推進
- ヤングケアラーへの支援

具体的な施策2 保健・福祉サービスの充実

●施策の方向性

- (1)情報提供の充実
- (2)福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実
- (3)健康で活気のある地域づくり

●行政の主な取り組み

- 健康教育
- 健康運動普及事業
- 介護保険事業
- 地域支援事業
- 家族介護支援事業
- 障害者介護給付事業



具体的な施策3 権利擁護の推進【阿見町成年後見制度利用促進基本計画】

成年後見制度は、認知症や障害などによって判断能力が不十分な人の権利や財産を守る成年後見人等を選任する制度です。

本町では、地域福祉計画に位置付け、成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進します。

●施策の方向性

- (1)権利擁護や成年後見制度の周知啓発と利用促進
- (2)中核機関の運営
- (3)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

●行政の主な取り組み

- 権利擁護と成年後見制度の周知啓発
- 日常生活自立支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 権利擁護支援が必要な人への支援体制の構築
- 中核機関の運営
- 法人後見受任事業(成年後見制度法人後見支援事業)

具体的な施策4 再犯防止の推進【阿見町再犯防止推進計画】

再犯防止とは、犯罪をした人などの立ち直りを支援する取組であると同時に、再び犯罪をする人を出さないために安全・安心なまちづくりを進めることです。

本町では、罪を犯した人が、地域で孤立することなく、地域の一員として暮らし続けることのできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、地域における再犯防止の認識を深めるとともに、再犯防止の取り組みを推進します。

●施策の方向性

- (1)再犯防止等に関する広報・啓発活動の推進
- (2)関係団体・関係機関との連携
- (3)犯罪をした人等の社会復帰及び生活への支援

●行政の主な取り組み

- 再犯防止に関する周知啓発
- 安定した生活基盤形成の支援
- 関係団体との連携強化

具体的な施策5 地域福祉のネットワークづくり

●施策の方向性

- (1)民生委員児童委員活動の支援
- (2)社会福祉協議会との連携強化
- (3)多様な活動をつなぐネットワークづくり

●行政の主な取り組み

- 要保護児童対策事業
- 各協議会助成事業
- 地域ケア会議事業



基本目標

3

安全・安心な地域づくりを推進する

基本目標に関わる
主な SDGsゴール



具体的な施策1 防災・防犯体制の充実

●施策の方向性

- (1)災害時における地域防災体制づくり
- (2)避難行動要支援者の避難支援体制づくり
- (3)地域で取り組む防犯体制づくり

●行政の主な取り組み

- 自主防災組織育成事業
- 地域防災事業
- 防災訓練実施事業
- 避難行動支援体制の整備
- 青色防犯パトロール事業
- 防犯対策事業
- 空家対策事業
- 空家バンク制度事業



具体的な施策2 暮らしやすい生活環境の充実

●施策の方向性

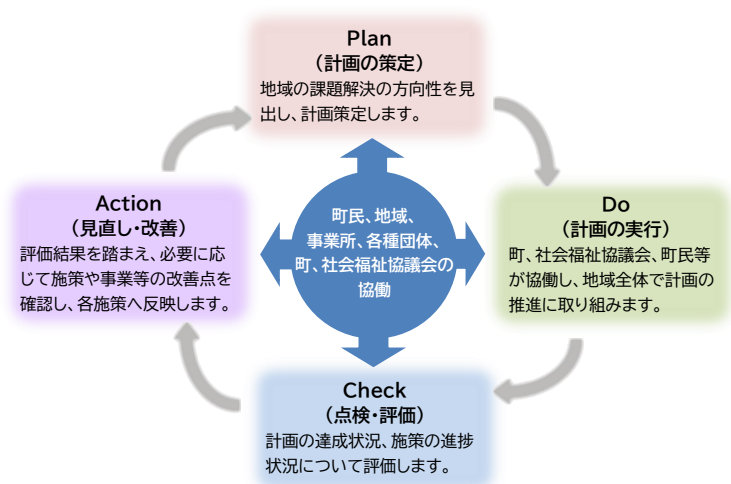
- (1)快適に暮らせる環境づくり
- (2)バリアフリー等によるまちづくりの推進

●行政の主な取り組み

- 外出支援サービス
- 高齢者買物支援実証事業(移動スーパー)
- 公共交通対策事業
- バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進
- 低床カー貸出事業
- 居住地校交流事業
- 就学前教育事業
- 保幼小連携事業

6 進行管理します！

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て(Plan)、実行(Do)、その進捗状況を定期的に把握・評価した上で(Check)、その後の取組を改善する(Action)、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。また、本計画に定める成果目標および施策の進捗状況については、定期的にその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら分析・評価をし、改善・見直しを行います。



～町民や地域のみなさんに期待すること～

みんなで『誰一人取り残さない 一人ひとりが地域の担い手
ともに支え合い、助け合う 地域共生のまち あみ』をめざそう

行政区や地域の活動に
協力しましょう

地域で困っている人を気に
かけ、必要に応じて民生委
員・児童委員や相談機関等に
つなげましょう

地域での福祉や健康に
関する学習会などに参加、
協力しましょう

健康づくりについて関心を
持ち、取り組んでみましょう

病院への送迎や買い物支援
など、地域での身近な助け合
いについて考えてみましょう

自分たちで住みよい・安全な
地域にしていこうとする意識
を持ちましょう



阿見町地域福祉計画 第4次計画【概要版】

発行年月 令和8年3月
発行 阿見町 保健福祉部 社会福祉課
〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号
TEL 029-888-1111 (代表) FAX 029-887-9560
URL <http://www.town.ami.lg.jp/>